

保育に係る利用調整について

2号・3号認定子どもに係る利用調整について

1. 基本的な考え方

- 新制度では、当分の間、保育の必要性の認定を受けた子どもが保育園、認定こども園、家庭的保育事業等を利用するにあたり、市町村が利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされています。

※ 参考：改正後児童福祉法附則第73条第1項により読み替えられた同法第24条第3項

第二十四条

- 3 市町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

※ 二重下線部は法附則第73条第1項に読み替えられた部分。

- この「利用調整」の規定については、待機児童が多い自治体に限らず、すべての自治体の保育利用につき、利用調整をおこなうことが求められており、保育の実施義務を有する市町村に対して、保育利用の強い関与と調整を求めている規定となっています。

2. 利用調整の基準

現行の保育園入園判定は、印西市保育の実施に関する条例施行規則に基づき、世帯員の労働状態、家庭環境等により、申込者に保育の実施指数を付与し、希望園の空きに対して、実施指数の高い児童から入園内定を出しています。新制度においても、この仕組みにより、利用調整を行います。

新制度の利用調整に関しては、優先度を高める項目が国から例示されており、それを踏まえた利用調整基準を策定する予定です。（別表4のとおり）

別表4 国から示された優先度を高める項目と市の対応方針（案）

対象	現在の市の取扱い	市の対応方針（案）
① ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭等については、加点	現行と同様の取扱いとする。
② 生活保護世帯	生活保護世帯については、加点	現行と同様の取扱いとする。
③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	経済的困窮が認められた場合には、加点	新たに加点基準を設ける。
④ 虐待またはDVのおそれがあること	地域、家庭の危険度、及び経済的困窮の事由により加点	新たに加点基準を設ける。
⑤ 子どもが障がいを有する場合	優先的な取扱いはしていない。	新たに加点基準を設ける。
⑥ 育児休業を終了した（する）場合	優先的な取扱いはしていない。	新たに加点基準を設ける。
⑦ 兄弟姉妹が同一の保育園等の利用を希望する場合	優先的な取扱いはしていない。	新たに加点基準を設ける。
⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	優先的な取扱いはしていない。	新たに加点基準を設ける。
⑨ その他市町村が定める事由	入園待機が6か月及び1年以上経過している者について、加点	現行と同様の取扱いとする。

〔利用調整基準案の概要〕

○ 利用調整基準案の詳細については、別表5のとおりです。

＜利用調整基準の「基本点」と「調整点」の合計が同点の場合の優先順位＞

- ① 印西市民である（転入予定者含む。）
- ② 当該保育園等の希望順位が高い
- ③ 入園待ちの期間が長い（ただし、利用申込を一旦、取下げた場合、取下げ前の待ち期間は除く）
- ④ 両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）
- ⑤ 生活保護世帯
- ⑥ 地域型保育事業の実施対象年齢の満了に伴い、保育園等の利用申込をする
- ⑦ 兄弟姉妹が既に保育園等を利用している又は兄弟姉妹2人以上で同時に入園申込み（転園を除く）をしている
- ⑧ 基本点が高い

別表 5

利用調整基準の「基本点」(案)

改正案

類型	細目	適用	基本点
(1) 居宅外労働	外勤	週の就労時間が 35 時間以上である場合	10
		週の就労時間が 30 時間以上 35 時間未満である場合	9
	自営	週の就労時間が 25 時間以上 30 時間未満である場合	8
		週の就労時間が 20 時間以上 25 時間未満である場合	7
		週の就労時間が 15 時間以上 20 時間未満である場合	6

(2) 居宅内労働	自営	週の就労時間が 35 時間以上である場合	10
		週の就労時間が 30 時間以上 35 時間未満である場合	9
	農業 内職	週の就労時間が 25 時間以上 30 時間未満である場合	8
		週の就労時間が 20 時間以上 25 時間未満である場合	7
		週の就労時間が 15 時間以上 20 時間未満である場合	6

現行

類型	細目	適用	保育の 実施指数	保育の実施 期間			
(1) 居宅外労働	外勤	常勤	事務所に常時雇用されている者	9	小学校就学 始期に達するまでの保 育に欠ける 期間		
			パート等	8 時間以上		9	
				5 時間以上		8	
		4 時間以上		7			
		自営	本人	8 時間以上		居宅外の自営業者で主たる従 事者であること	9
				5 時間以上		8	
	協力者		8 時間以上	居宅外の自営業者で父等主た る従事者に協力して従事して いる者		8	
			5 時間以上	7			
	(2) 居宅内労働	自営	本人	8 時間以上		居宅内の自営業者で主たる従 事者であること	9
				5 時間以上		8	
協力者			8 時間以上	居宅内の自営業者で父等主た る従事者に協力して従事して いる者	8		
			5 時間以上	7			
			農業	本人	判定基準面 積	日々農作業に従事している者	
					201a~	※判定基準面積算出方法	9
151a~200a		田 耕 作 面 積 (a) × 1			8		
101a~150a		畑 耕 作 面 積 (a) × 1. 6			7		
51a~100a		ビニールハウス (a) × 2			6		
~ 50a					5		
協力者		201a~		8			
		151a~200a		7			
		101a~150a		6			
		51a~100a		5			
内職	8 時間以上	家計補助を目的として、自宅で	7				
	5 時間以上	物品の製造加工に日々従事し ている者	6				

利用調整基準の「基本点」(案)

改正案

類型	細目		適用	基本点	
(3) 母親の出産			出産予定日を含む月及びその前後2月	10	
(4) 保護者の疾病等	疾病	入院	おおむね1月以上の入院	11	
		居宅療養	常時臥床	おおむね1月以上臥床	11
			精神等	医師が長期加療(安静)を要すると診断した者	9
			一般療養	医師がおおむね1月以上加療(安静)を要すると診断した者	8
			上記以外で保育が困難であると認められる場合	7	
	障害	保育が日常的に困難と認められる場合(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級又は療育手帳④・Aの1・Aの2を所持している)		11	
		保育が生活上、一部困難と認められる場合(身体障害者手帳3級~6級、精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳Bの1・Bの2を所持している)		8	
(5) 病人の看護等	看護介護付添	居宅外	おおむね1か月以上入院している親族の入院付添に当たっている場合	11	
		居宅内	寝たきり又は心身障害である親族の常時介護等に当たっている場合	11	
			心身の傷病及び障害により常時看護又は介護が必要と認められる場合	7	
			その他の病人等の介護等	7	
		(6) 家庭の災害	火災、風・水害等による災害の復旧に当たる場合		11
(7) 求職活動等	求職又は開業予定のため日中外出を常態としている者		5		
(8) 就学又は職業訓練	就学又は技能取得のため保育ができない。		10~6		
(9) 虐待・DVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	虐待・DV等により特に保育が必要と認める状態にある場合		11		
(10) その他	上記類型に類する状態にある者		※類する項目に準じる		

現行

類型	細目		適用	保育の実施指数	保育の実施期間	
(3) 母親の出産			出産予定日を含む月及びその前後2月	9	5月以内	
(4) 保護者の疾病等	疾病	入院	おおむね1月以上の入院	10	必要とする期間	
		居宅療養	常時臥床	おおむね1月以上臥床		10
			精神等	医師が長期加療(安静)を要すると診断した者		8
			一般療養	医師がおおむね1月以上加療(安静)を要すると診断した者		7
	身体障害	1・2級		身体障害者手帳所持者又は同程度と判断できる者	10	
		3級			7	
	(5) 病人の看護等	入院付添		おおむね1月以上親族の入院付添いに当たっている者	10	必要とする期間
居宅内看護		同居の親族の長期居宅療養等介護に当たっている者	6			
心身障害児(者)介護		心身障害児(者)の介護・通園・通院・通学等に当たっている者	10			
ねたきり老人等の介護		同居の祖父母等ねたきり老人の介護に常時当たっている者	10			
(6) 家庭の災害	火災、風・水害等による災害の復旧に当たる場合		10	必要とする期間		
(7) その他	就労先未定		求職のため日中外出を常態としている者	5	1月以内	
	その他		上記類型に類する状態にある者	※類する項目に準じる	必要とする期間	

利用調整基準の「調整点」(案)

改正案

番号	条件		調整点
1	世帯の状況	両親不存在又はひとり親世帯(死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等)	+3
2		生活保護法による被保護世帯	+2
3		生計中心者が解雇、倒産により生計維持のため就労を要する場合	+2
4		育児休業取得により保育所等を退園し、復職時に再度利用を希望する場合	+2
5		産後休暇又は育児休業が終了し職場に復帰する場合	+2
6		65歳未満の同居の親族その他の者が保育できる場合	-3
7	申込の状況	地域型保育事業の実施対象年齢の満了に伴い、保育園等の利用申込みをする場合	+2
8		兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込み(転園を除く)をしている場合	+1
9		兄弟姉妹が既に保育園等を利用しており、同一の施設又は事業の利用を希望している場合	+1
10		兄弟姉妹が別々の保育園等を利用しており、同一の施設又は事業への転園を希望している場合	+1
11	その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+2~+1
12		特別に支援を要する子どもの保育を希望する場合	+2~+1
13		待機期間が1年以上経過している者	+2
14		待機期間が6か月以上経過している者	+1
15		利用の内定を辞退した場合 (辞退した利用月の属する年度内の利用調整に限る)	-2
16		市外在住者(転入予定者を除く)	-5
17		正当な理由なく6か月以上保育料を滞納している場合	-5

現行

番号	条件			調整指数
1	世帯の特殊事情	父子家庭等	母若しくは父母の死亡、離別、行方不明、拘禁等	+3
		母子家庭	父の死亡、離別、行方不明、拘禁等	+3
		生活保護家庭	生活保護法による被保護世帯	+1
2	就労日数	月15日~19日	パート、自営業、農業、内職等の月平均就労日数の実態	-1
3	同居者有	60~64歳	祖父母等同居の親族その他の者が保育できる場合	-1
4	その他	待機者	待機期間が1年以上経過している者	+2
			待機期間が6か月以上経過している者	+1